

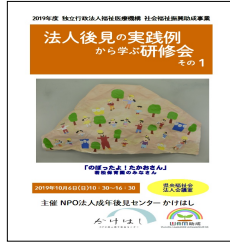
# R・Flagプロジェクト通信



NPO法人成年後見センターかけはし 神奈川県大和市柳橋2-1-26ウイングシバタ102  
HP : <http://www.kakehashi-tomoni.org/> E-mail: info-kakehashi@galaxy.ocn.ne.jp  
TEL : 046-244-5551 FAX : 046-244-5534



独立行政法人福祉医療機構  
社会福祉振興助成事業



県央福祉会利用者さん達の  
素敵な絵を表紙にした  
冊子体のテキスト



力強い言葉で講演  
内藤先生

本研修会は、成年後見制度の利用と活用を促進することを目的に行われたもので、今年度における、NPO法人成年後見センターかけはし、WAM助成事業の第四弾となります。

当日は、生活支援事業所の福祉施設職員、知的障がい・発達障がいのある子の親など15人が参加しました。

10月6日(日)、県央福祉会法人会議室を会場に「法人後見の実践例から学ぶ研修会 その1」を開催しました。

## 第4回 かけはし WAM助成事業 法人後見の普及促進・守るべき個の権利

### 豪華講師陣 3名の話

午前の部は、市民後見センターきょうとの代表、内藤健三郎氏(写真①)。まさに歯に衣着せぬ名調子で、現行の成年後見制度を一刀両断！



障がい者人権擁護の旗手  
清水弁護士



社会福祉士でもある  
坂本弁護士

現在、成年後見人の割合は、親族後見人23%、第三者後見人77%で、第三者後見人のうち法人後見はわずか5%。第三者後見の殆どが専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士)であるという寡占状況を鑑み批判。

また、内藤氏が代表を務める市民後見センターきょうとの活動内容の紹介では、今後のかけはしにとつて参考になるお話が満載！後見制度の普及や後見人の育成においてとても精力的な活動を展開していることがわかりました。

「困難は多いがとにかく一歩前に出よう」とまとめられた内藤氏の迫力ある講演に、参加者もかけはしスタッフも力をいただきました。

清水・新垣法律事務所  
の清水建夫弁護士(写真②)と、坂本知花法律事務所  
の坂本千花弁護士(写真③)です。

午後第一部は「平等な命の価値とは」をテーマに、障がい者の人権に係わる分野で経験豊富な

裁判では障がい者の命の価値は「逸失利益」で考えることや、ここ十年で法の下でも障がいの概念が改正されてきているというお話の中で清水氏、坂本氏の熱い想いが語られました。

清水氏は、自身が障がい者の人権擁護に取り組むきっかけとなった「知的障がい者Kさんの労災

死亡事故(2000年3月)の事例を挙げ、最近当事者がKさんのように自分の権利を主張して動くことが少なくなっていると指摘。「権利は自ら運動して守るものだ」とお話されました。



白熱のグループワーク  
講評は坂本弁護士

次回の研修会は11月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)同会場にて開催されます。

分かれてグループワーク。  
「合理的配慮の提供」をテーマに話し合いました。  
坂本氏は、正解は一つではない。本人の意思表示があればそれを尊重しようとお話しされました。

死亡事故(2000年3月)の事例を挙げ、最近当事者がKさんのように自分の権利を主張して動くことが少なくなっていると指摘。「権利は自ら運動して守るものだ」とお話されました。